

(河川・海岸)一時使用届出書

令和 年 月 日

千葉県 葛南土木事務所長 様

下記のとおり河川・海岸の一時使用について届け出ます。

届 出 者	住 所	
	団 体 名	
	氏名(代表者:役職氏名)	
	連 絡 責 任 者	電話 FAX
河川・海岸の名称		
使 用 目 的		
使 用 場 所		
使 用 器 具 類		
使 用 面 積	(図面等により省略可)	m ²
使 用 期 間	令和 年 月 日 時 分 から 令和 年 月 日 時 分 まで	
使用上の遵守事項	河川(海岸)の使用に当たっては、以下の事項を遵守します。 1 使用に当たっては、河川及び海岸その他関係法令の規定を遵守します。 2 この届出により他の河川(海岸)利用者より優先されるなどの権利が発生するものではないことを承知し、安全には十分注意します。 3 周辺住民や他の河川(海岸)利用者に迷惑をかけないように十分注意します。また、使用が原因して第三者に損害を与えた場合は、届出者が解決に当たります。 4 気象情報に注意し、出水のおそれがある場合は使用を中止します。また、簡易工作物がある場合は、速やかに撤去します。 5 使用後は原状回復を行い、ゴミを持ち帰るなど河川の美化・保全に努めます。 6 火気の使用には十分注意をし、直火は行いません。また、必要がある場合には、事前に消防署に届け出ます。	
受 付 印	7 河川(海岸)管理施設を損傷した場合は、速やかに所轄事務所に報告し、その指示に従います。また、当該管理施設の現状に回復する費用は、すべて届出者が負担します。 8 堤防上(管理用通路、エプロンを含む)でのバイク等の車両の通行及び駐車はしません。 9 使用について、当事務所もしくは河川(海岸)管理者から管理上の指示があった場合は、その指示に従います。	
そ の 他	(緊急連絡先: 携帯電話:)	